

三ヶ日町農業協同組合 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員が働きやすい環境をつくることによって、従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年2月21日から平成33年2月20日までの5年間

2. 内容

目標1

育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

<対策>

育児休業を取得する労働者の希望に応じた育児休業期間を与え、円滑に職場復帰できる環境づくりをする。

目標2

意識啓蒙等による所定外労働時間の削減

<対策>

ノー残業デーや3歳に満たない子を養育する従業員の所定外労働の免除制度の実施